

先端農林水産業技術普及啓発イベント開催業務委託 公募型プロポーザル方式募集要領

1 目的

この要領は、先端農林水産業技術普及啓発事業業務委託におけるイベント開催業務について、公募型プロポーザル方式により業務委託者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定めるもの。

2 業務委託の概要

- (1) 業務名
先端農林水産業技術普及啓発イベント開催業務委託
- (2) 業務委託者の選択方法
公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」）
- (3) 委託予定期間
契約締結後から平成31年2月22日まで
- (4) 業務委託の内容
別紙資料「先端農林水産業技術普及啓発イベント開催業務委託仕様書」のとおり

3 委託契約上限額

20,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む）
この価格以下の金額で本委託を受注し、確実に実施可能な提案を行うこと。

4 スケジュール

- (1) 質問書の提出期限
平成30年5月31日（木）17時まで
- (2) 参加表明書の提出期限
平成30年6月8日（金）17時まで
- (2) 提案書の提出期限
平成30年6月21日（木）17時まで
- (3) プロポーザル審査会
平成30年6月25日（月）予定
- (4) 審査結果通知
平成30年7月上旬予定

5 参加資格等

プロポーザルに参加する者は、以下の要件のいずれも満たす者とする。

- (1) 本委託の業務遂行能力を有すると認められる者であること。（過去に本委託に類似する業務を実施した実績を有する者であること。）
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 提案資料の受付期間において、福島県が行う工事若しくは製造の請負、庁舎等維

持管理業務の委託、物品の買入れ又は修繕の契約の入札について、指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 提案資料の受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）でないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - エ 暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - オ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

6 募集要領及び各種様式等の交付

募集要領及び各種様式等の電子データは、次の一般社団法人福島県イノベーション・コースト構想推進機構のホームページから取得できる。

URL <http://fipo.or.jp>

なお、一般社団法人福島県イノベーション・コースト構想推進機構の窓口又は郵送等での配布は行わない。

7 質問等の受付

質問については、以下により受け付けます。

- (1) 受付期間
平成30年5月25日（金）から平成30年5月31日（木）17時まで
- (2) 提出方法
質問書（様式1）により、一般社団法人福島県イノベーション・コースト構想推進機構宛てに電子メールにより提出してください。
また、電子メールの件名は「先端農林水産業技術普及啓発イベント開催業務委託への質問」とし、電子メールを送信した後に電話にて送付した旨お知らせください。
なお、電話による質問の受付は行いません。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、一般社団法人福島県イノベーション・コースト構想推進機構のホームページに随時公表します。なお、個別の回答は行いません。

8 参加表明書の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限等

平成30年6月8日(金) 17時までに、事務局まで下記について指定部数を持参又は郵送すること。なお、郵送による場合、提出期限内必着とする。

(2) 提出様式

- ア 参加表明書(様式2)(正本1部、副本8部)
- イ 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等(9部)
- ウ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書及び役員一覧(様式3)(正本1部)

(3) 作成上の留意点

参加表明書(様式2)に記載する主な受託業務実績は、「5参加資格等(1)」の業務を記載することとし、当該業務の契約書等の写し(参加資格を満たしていることが契約書の内容だけでは確認できない場合は、確認できるだけの書類(仕様書や報告書(該当部分の抜粋で可)の写し)も併せて添付すること。

9 提案書等の提出期限等

(1) 提出期限等

平成30年6月21日(木) 17時までに、事務局まで持参又は郵送すること。なお、郵送による場合、提出期限内必着とする。

(2) 提出書類、部数

- ア 提案書
様式任意(A4横・カラー両面印刷・長編綴じ・右上ホチキス止めとする)
正本1部 副本8部
- イ 提案概要書
様式任意(A3横・1枚・カラー片面印刷・9(3)提案内容の概要を記載すること。)
正本1部 副本8部
- ウ 参考見積書
様式任意(業務の各項目に対応した内訳を記載すること)
正本1部 副本8部

(3) 提案の内容

提案書には別紙「先端農林水産業技術普及啓発イベント開催業務委託仕様書」3.委託内容に基づき次の事項に留意して提案すること。

- ア 展示会の開催内容及び開催イメージを提示すること。
- イ 出展者・参加者の確保するための手法等を提示すること。
- ウ 事業実施にあたっての作業スケジュール、スタッフ体制及び進行管理を提案すること。

10 提案書の無効

次の各号の一つに該当する場合、参加表明書及び提案書（以下提案書等）は無効とし、プロポーザルに参加できないものとする。

- (1) 提出者が上記5に定める参加資格等を満たしていない場合。
- (2) 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合。
- (3) 提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。
なお、提出期限の日までに提案書等が到着しないことを理由に提案書等を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けない。
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (5) 提案書等の提出から契約までの間に、提案書で提示した業務実施体制に記載した担当者が本委託に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く。
- (6) プロポーザル審査会当日に出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、開始時刻に到着できなかった場合を除く。

11 提案書等の取扱い

提出された提案書等の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出された提案書等は返却しない。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用、並びにプロポーザル審査会に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提出された提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として非開示とする。
ただし、提案書等に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。なお、開示する際は、提案書等の写しを作成し、使用することができるものとする。
- (5) 提案書等を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

12 選定方針

(1) 選定方式

業務委託者の選定は、別途設置する「先端農林水産業技術普及啓発イベント開催業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）」が行うものとする。審査委員会は、提案書等の提出があった者からプレゼンテーションを受け、これを総合的に評価し、業務委託予定者（随意契約の予定者）を選定する。

なお、提案者が多数の場合は提案書等をもとに書面審査を行い、プロポーザル審査会の参加者を選定する。その場合、プロポーザル審査会の日時を変更する場合がある。

(2) プロポーザル審査会の日時等（予定）

- ア 日時 平成30年6月25日（月）
- イ 場所 福島市内

ウ 概要

- ① 1 提案者あたりの時間は、25分程度（15分以内のプレゼンテーション、10分程度の質疑。）。
- ② プロポーザル審査会に使用する資料は、提案書等と同じ内容とし、追加の資料の配付は認めない。
- ③ プロポーザル審査会の日時や場所の詳細、当日プレゼンテーションで使用できる機器等は、参加表明書の提出のあった者に別途通知する。
- ④ 参考見積書が委託契約上限額の範囲内におさまっていない場合、提示した業務内容と大きくかけ離れている場合、又は提案内容に対して見積もりが不適切な場合は失格とする。
- ⑤ 審査結果については、採用、不採用に関わらず、後日書面により通知する。

エ 審査基準

審査基準は次のとおりとする。

審査項目	評価の視点
業務遂行能力等	
業務体制	・業務を実施する上で十分な体制であるか。
スケジュール	・業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。
業務実績	・本委託と類似の業務の受注実績があるか。
企画提案内容	
業務理解	・本委託の目的や業務内容を理解しているか。
企画性	・提案されたコンセプトやアピールポイントは的確か
計画性	・実現性が高い提案となっているか。
独創性	・仕様書に記載されていない活用可能な提案があるか。
業務経費	・業務経費は適正であるか。

オ 評価方法

審査項目ごとに評価点を付す。

評価基準は次のとおりとする。

点数	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

13 業務の契約

審査委員会により選定された最も適した提案者と契約交渉を行うが、上記10の無効条項等に該当する場合（提案書等の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む。）は、その者とは契約の締結は行わない。なお、この場合は、次点の者を業務委託予定者とする。

14 その他

- (1) 提案書に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金などの措置を行う場合がある。
- (2) 提案書の提案内容が、実際の業務にそのまま採用されるものではない。

15 事務局

このプロポーザルに関する事務局は、次のとおり。

なお、事務局以外では、本件についての質問に対する回答及び資料の提供は一切行わない。

- (1) 事務局：一般社団法人福島県イノベーション・コースト構想推進機構産業集積部
- (2) 所在地：〒960-8043 福島市中町1番19号 中町ビル6階
- (3) 電話番号：024-581-6890（平日 9:00～17:00）
- (4) 電子メール：sangyou-syuuseki@fipo.or.jp